

平成19年度 法人の減価償却制度の改正のあらまし

平成19年度税制改正において、減価償却制度の改正などが盛り込まれた法人税関係法令の改正が行われました。

このパンフレットでは、平成19年度における法人税関係法令のうち減価償却制度の改正について、そのあらましを記載しています。改正内容の詳細や具体的な適用関係など、お知りになりたいことがありましたら、税務相談室又は最寄りの税務署の法人課税部門にお尋ねください。

(注) このパンフレットの内容は、平成19年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

法人の減価償却制度について抜本的な見直しが行われました。

(1) 償却可能限度額及び残存価額の廃止等

① 平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産(令48の2、61)

償却可能限度額(取得価額の95%相当額)及び残存価額が廃止され、耐用年数経過時点に「残存簿価1円」まで償却できるようになりました。

② 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産(令48、61)

従前の償却方法については、その計算の仕組みが維持されつつ、その名称が旧定額法、旧定率法等と改められた上、前事業年度までの各事業年度においてした償却費の累積額が、原則として、取得価額の95%相当額(従前の償却可能限度額)まで到達している減価償却資産については、その到達した事業年度の翌事業年度(平成19年4月1日以後に開始する事業年度に限られます。)以後において、次の算式により計算した金額を償却限度額として償却を行い、残存簿価1円まで償却できるようになりました。

(算式)

$$\text{償却限度額} = [\text{取得価額} - (\text{取得価額の95\%相当額}) - 1 \text{円}] \times \frac{\text{償却を行う事業年度の月数}}{60}$$

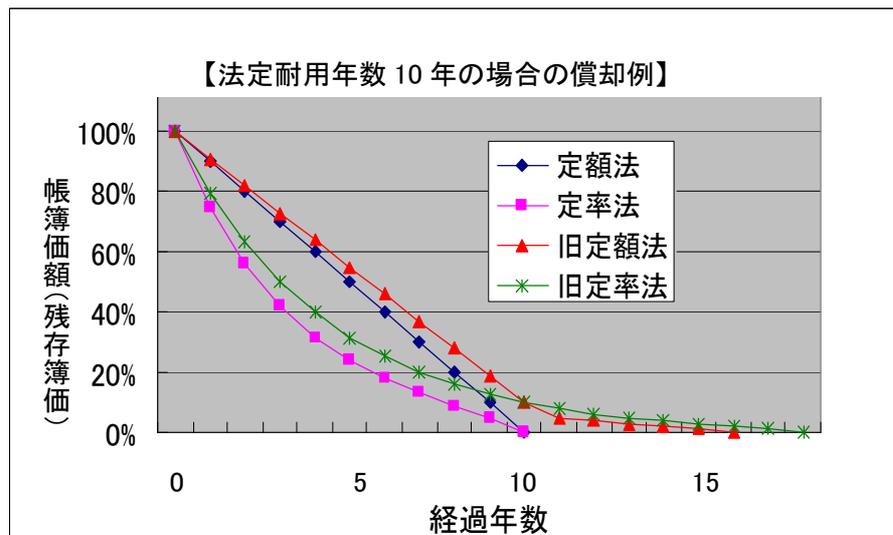
減価償却資産の取得日	償却可能限度額(残存簿価)	償却方法
平成19年3月31日以前	取得価額の95%相当額(残存簿価5%相当額) 上記到達後は残存簿価1円まで償却可能	旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法など (上記算式のとおり)
平成19年4月1日以後	残存簿価1円	定額法、定率法、生産高比例法など

(注) 平成 20 年 4 月 1 日以後に締結する所有権移転外リース取引の契約によって、その賃借人である法人が取得したものとされる「リース資産」については、「リース期間定額法」が適用されます。

なお、国外リース資産を賃貸する法人に適用される従前の「リース期間定額法」(改正後「旧国外リース期間定額法」)は、平成 20 年 3 月 31 日以前に締結するリース取引の契約に係るものに適用されます。

③ 新たな定率法の導入

新たな定率法の導入によって、定額法の償却率の原則 2.5 倍に設定された「定率法の償却率」(耐用年数省令別表第十に規定)が適用され、従前の制度に比して、早い段階において多額の償却を行うことが可能になりました(令 48 の 2)。



※ 耐用年数省令別表第十…「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号)」(以下「耐用年数省令」といいます。)に定める「別表第十 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表」をいいます。

(2) 法定耐用年数の見直し(耐用年数省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」)

次の減価償却資産について、法定耐用年数の改正が行われました。

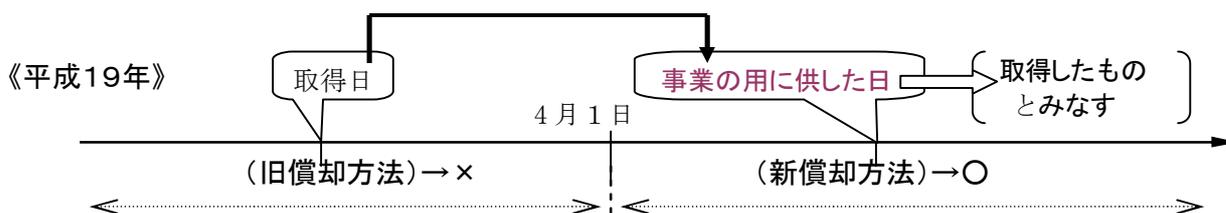
番号	減価償却資産(機械及び装置)	法定耐用年数
173 (旧番号 172)	半導体用フォトレジスト製造設備	5年 (改正前 8年)
268 の 2 (旧番号 268)	フラットパネルディスプレイ又は フラットパネル用フィルム材料製造設備	5年 (改正前 10年)

(注) 改正後の法定耐用年数は、平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

新たな減価償却制度の適用関係は次のとおりです。

改正された新たな減価償却制度は、原則として、平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産に適用され、結果として、平成19年4月1日以後に終了する事業年度の税務申告から適用になります（改正令附則11①）。

なお、法人が平成19年3月31日以前に取得をし、かつ、平成19年4月1日以後に事業の用に供した減価償却資産については、当該事業の用に供した日において当該減価償却資産を取得したものとみなして、新たな減価償却制度を適用することとなります（改正令附則11②）。



新たな定額法の償却限度額の具体的な計算方法は次のとおりです。

新たな定額法は、減価償却資産の取得価額に、その償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた「定額法の償却率」（耐用年数省令別表第十に規定）を乗じて計算した金額を、各事業年度の償却限度額として償却を行います（令48の2①一）。

○ 定額法の償却限度額の計算式

$$(\text{定額法の償却限度額}) = (\text{取得価額}) \times (\text{耐用年数省令別表第十の「定額法の償却率」})$$

【設例】取得価額1,000,000円、耐用年数10年の減価償却資産の各年の償却に係る計算は、次のとおりとなります。

定額法の償却率0.100 各年の償却限度額 1,000,000円 × 0.100 = 100,000円

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
期首簿価	1,000,000	900,000	800,000	700,000	600,000	500,000	400,000	300,000	200,000	100,000
償却限度額	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	99,999
期末簿価	900,000	800,000	700,000	600,000	500,000	400,000	300,000	200,000	100,000	1

※ 10年目における計算上の償却限度額は100,000円ですが、残存簿価が1円になりますので、結果として実際の償却限度額は99,999円になります。

新たな定率法の償却限度額の具体的な計算方法は次のとおりです。

新たな定率法は、減価償却資産の取得価額に、その償却費が毎年一定の割合で逡減するように当該資産の耐用年数に応じた「定率法の償却率」（耐用年数省令別表第十に規定）を乗じて計算した金額（調整前償却額）を事業供用1年目の償却限度額として償却を行い、2年目以後は、当該資産の期首帳簿価額（取得価額から既にした償却費の累積額を控除した後の金額）に「定率法の償却率」を乗じて計算した金額（調整前償却額）を各事業年度の償却限度額として償却を行います。

○ 定率法の償却限度額の計算式〔(調整前償却額) ≥ (償却保証額) の場合〕

$$\text{(定率法の償却限度額)} = \text{(期首帳簿価額)} \times \text{(耐用年数省令別表第十の「定率法の償却率」)}$$

その後、各事業年度の「調整前償却額」が、当該減価償却資産の取得価額に「保証率」（耐用年数省令別表第十に規定）を乗じて計算した金額である「償却保証額」に満たない場合は、原則として、その最初に満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額（取得価額から既にした償却費の累積額を控除した後の金額）である改定取得価額に、その償却費がその後毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた「改定償却率」（耐用年数省令別表第十に規定）を乗じて計算した金額を、各事業年度の償却限度額として償却を行います（令48の2①二）。

○ 定率法の償却限度額の計算式〔(調整前償却額) < (償却保証額) の場合〕

$$\text{(定率法の償却限度額)} = \text{(改定取得価額)} \times \text{(耐用年数省令別表第十の「改定償却率」)}$$

【設例】取得価額1,000,000円、耐用年数10年の減価償却資産の各年の償却に係る計算は、次のとおりとなります。

定率法の償却率 0.250 保証率 0.04448 改定償却率 0.334

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
期首簿価	1,000,000	750,000	562,500	421,875	316,407	237,306	177,980	133,485	88,902	44,319
償却限度額 (調整前償却額)	250,000	187,500	140,625	105,468	79,101	59,326	44,495	33,371	25,028	18,771
償却保証額	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480
改定取得価額 × 改定償却率								44,583	44,583	44,318
期末簿価	750,000	562,500	421,875	316,407	237,306	177,980	133,485	88,902	44,319	1

※ 調整前償却額が償却保証額（取得価額1,000,000円×保証率0.04448＝44,480円）に満たないこととなる8年目以後の各年は、改定取得価額(133,485円)に改定償却率(0.334)を乗じて計算した金額44,583円が償却限度額となり、10年目において、残存簿価1円まで償却できます（10年目においては残存簿価1円となるために、44,318円が償却限度額になります）。

既存の減価償却資産に対して平成19年4月1日以後に資本的支出を行った場合の償却方法が次のとおり見直されました。

既存の減価償却資産に対して平成19年4月1日以後に**資本的支出**（固定資産の使用可能期間を延長又は価額を増加させる部分の支出）を行った場合、その**資本的支出**は、その支出金額を固有の取得価額として、既存の減価償却資産と種類及び耐用年数を**同じくする減価償却資産を新たに取得したもの**とされ、その種類と耐用年数に応じて償却を行っていくことになり、他方、既存の減価償却資産本体については、この**資本的支出**を行った後においても、現に採用されている償却方法により、償却を継続して行うこととなります（令55①）。

また、事業年度の中で**資本的支出**を行った場合の当該事業年度に係る償却限度額は、原則として、次の算式により計算した金額となります（令58、59）。

(算式)

$$\left[\text{資本的支出の当該事業年度の償却限度額} \right] \times \frac{\text{事業の用に供した日から当該事業年度終了の日までの期間の月数}}{\text{当該事業年度の月数}}$$

(注) 上記算式における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

ところで、**資本的支出**を行った事業年度の翌事業年度以後においても、**資本的支出**については、原則として、**既存の減価償却資産とは別個に取得した資産**として償却していくこととなりますが、**取得価額の特例**として、次のような処理も認められます。

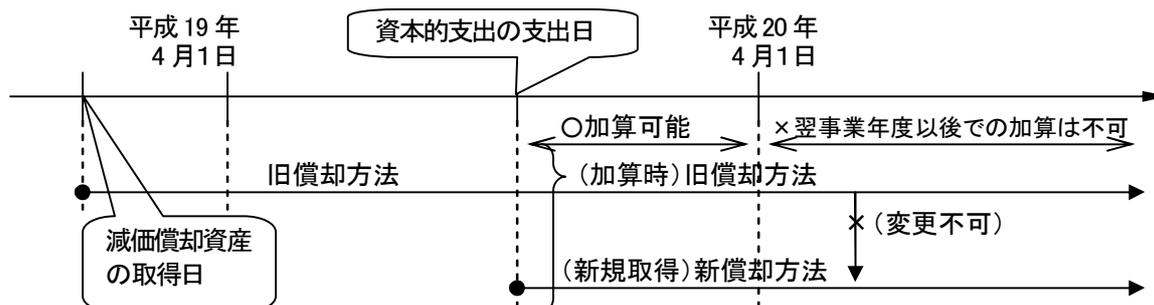
(1) **平成19年3月31日以前に取得**をされた既存の減価償却資産に**資本的支出**を行った場合

資本的支出を行った事業年度において、従来どおり、**資本的支出**の対象資産である既存の減価償却資産の取得価額に、この**資本的支出**を**加算**することができます（令55②）。

ただし、この**加算**を行った場合は、**平成19年3月31日以前に取得**をされた**既存の減価償却資産の種類、耐用年数及び償却方法**に基づいて、**加算**を行った**資本的支出部分**も含めた減価償却資産全体の償却を行っていきます。

(注) 一旦、減価償却資産全体に対して、その事業年度に償却費の計上を行った場合には、翌事業年度以後において、資本的支出を新たに取得をしたものとして償却する方法は採用できませんので、ご注意ください。

【設例】3月決算法人



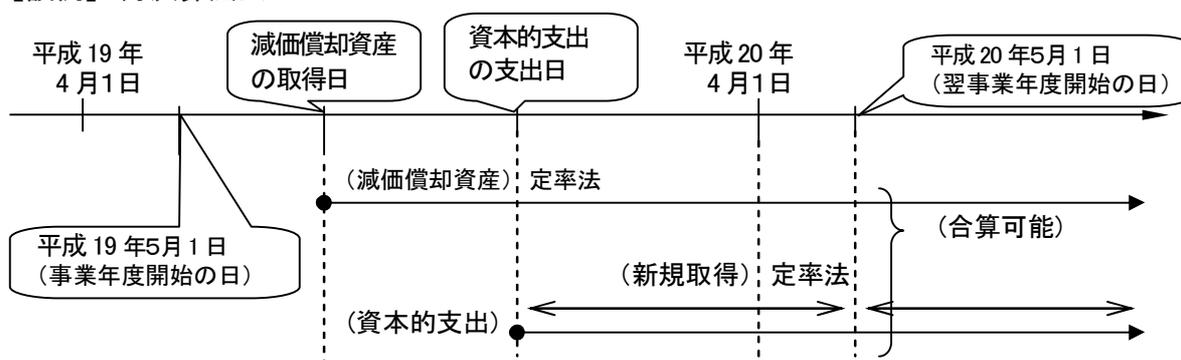
(2) 定率法を採用している既存の減価償却資産に資本的支出を行った場合

資本的支出の対象資産である既存の減価償却資産（「旧減価償却資産」）と資本的支出（「追加減価償却資産」）について定率法を採用しているときは、資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時において、旧減価償却資産の帳簿価額と追加減価償却資産の帳簿価額との合計額を取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます（令 55④）。

ただし、この場合は、翌事業年度開始の日を取得日として、「旧減価償却資産」の種類及び耐用年数に基づいて償却を行います。

(注) 一旦、減価償却資産全体に対して、翌事業年度に償却費の計上を行った場合には、翌々事業年度以後において、資本的支出について新たに取得をしたものとして償却する方法を採用できませんので、ご注意ください。

【設例】4月決算法人



(3) 事業年度内に複数回の資本的支出を行った場合

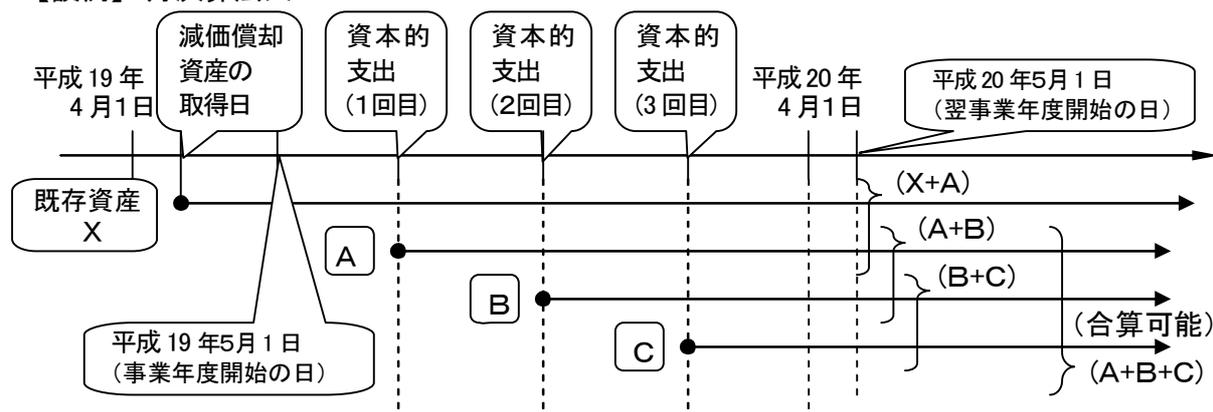
事業年度内に複数回支出した資本的支出について定率法を採用し、かつ、個々の資本的支出について上記(2)の適用を受けないときは、その資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時において、その資本的支出のうち種類及び耐用年数を同じくするものの当該開始の時の帳簿価額の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます（令 55⑤）。

ただし、この場合は、翌事業年度開始の日を取得日として、既存の減価償却資産と同じくする種類及び耐用年数に基づいて償却を行います。

(注) 既存の減価償却資産と合算した資本的支出については、翌々事業年度以後において、他の資本的支出との合算は選択できません。

また、他の資本的支出と合算した資本的支出については、翌々事業年度以後において、既存の減価償却資産との合算は選択できませんので、ご注意ください。

【設例】4月決算法人



(注) 既存資産Xに合算する資本的支出A、B、Cの組み合わせ (X+A+B+C、X+B+Cなど)、又は資本的支出間の合算の組み合わせ (A+Cなど)は、選択的に行うことができますが、一旦合算をした組み合わせで、翌事業年度に償却費の計上を行った場合には、翌々事業年度以後において、他の合算の組み合わせに変更することはできませんので、ご注意ください。

新たな償却方法を採用するに当たっての手続は次のとおりです。

(1) 減価償却資産の償却方法の選定

法人は、平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の償却方法について、平成19年3月31日以前に取得をされたものと区分された上で、構築物、機械及び装置等といった資産の種類ごとや事務所又は船舶ごとに選定し、確定申告書の提出期限までに、その有する減価償却資産と同一の区分に属する減価償却資産に係る当該区分ごとに採用する償却方法を記載した「減価償却資産の償却方法の届出書」を納税地の所轄税務署長に届出ることとされています(令51①②)。

(2) 償却方法のみなし選定

平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産について、「旧定額法」、「旧定率法」又は「旧生産高比例法」を選定している場合において、平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産で、同日前に取得をされたとしたならば、平成19年3月31日以前に取得をされた資産と同一の区分に属するものについては、上記(1)の届出書を提出していないときは、それぞれが選定していた償却方法の区分に応じた選定をしたとみなされ、それぞれ「定額法」、「定率法」又は「生産高比例法」を適用することになります(令51③)。

(3) 法定償却方法

「減価償却資産の償却方法の届出書」の提出をしていない場合で、上記(2)に該当しないとき、平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の償却方法は、法定償却方法を適用することになります(令53)。

したがって、例えば、機械及び装置の法定償却方法は定率法ですので、定率法以外に選定可能な償却方法として定額法の選定を希望される場合は、上記(1)の届出書を提出する必要があります。

なお、今回の制度改正に伴う償却方法の届出に関する取扱いは次のとおりとなります。

△・・・届出が必要 ◎・・・届出が不要

		19年4月1日以後の取得資産で 同一の区分に属するものと同視できるもの			
		定額法	定率法	生産高比例法	その他
19年3月31日	旧定額法	◎	△	△	△
	旧定率法	△	◎	△	△
以前の取得資産	旧生産高比例法	△	△	◎	△
	その他	△	△	△	△

(注) ただし、建物や無形固定資産など減価償却資産の種類によって、上記の表と取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは税務相談室又は最寄りの税務署の法人課税部門にお尋ねください。

償却方法の変更に関する経過措置が設けられました。

(1) 減価償却資産の償却方法の変更手続

法人が選定した償却方法等を変更しようとするときは、原則として、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受けなければならないこととされています(令52)。

(2) 経過措置の取扱い

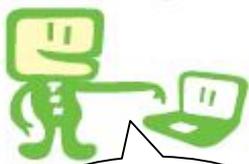
平成19年4月1日以後最初に終了する事業年度において、法人が選定した償却方法等を変更しようとするときは、その事業年度に係る確定申告書の提出期限までに変更の理由等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出すれば、その届出書の提出をもって償却方法の変更の承認があったものとみなされます(改正令附則11③)。

なお、平成19年4月1日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度以後においては、「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」については、従前どおり、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに提出することになりますので、ご注意ください。

☆ 減価償却資産に係る各種届出・申請は“e-Tax(イータックス)”が便利です!! ☆

オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して減価償却資産に係る各種届出・申請ができます。なお、ご利用に際しては、事前に税務署への利用開始届出書の提出が必要となります。

※詳しい情報は、「e-Tax」ホームページ又はヘルプデスクで確認することができます。



意外と簡単!

● 「e-Tax」ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>
システムの概要やご利用に当たっての手続などについて掲載しています。

(電話でのお問い合わせは) eコクセイ

● ヘルプデスク TEL 0570-015901
利用のための手続やe-Taxソフトなどに関するご質問にお答えします。
全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。
《ご利用時間》月曜日～金曜日 午前9時から午後5時(祝日等を除きます。)